

第4

官民連携による高齢者の見守り事例集

目次

頁

1	多様な主体と行政との連携による消費者被害防止の取組	
	・迅速な警報発令及び介護事業者・地域包括支援センター等福祉部門との連携の取組【香川県】	109
	・柏市振り込め詐欺等被害防止等条例の制定【千葉県柏市】	113
	・区役所・警察署・事業所の連携による高齢者の振り込め詐欺被害防止対策（情報発信拠点）【横浜市緑区】	116
	・地元企業との協働（ペアレントガードナー）【東京都杉並区】	119
	・「富山県民だまされんちゃ官民合同会議」の取組【富山県警察】	122
2	消費者被害防止につながる見守り活動	
	・中学生による熟年者の見守り活動（ジュニア訪問員活動） 【東京都江戸川区】	125
	・武里団地における大学生の地域貢献活動の取組（官学連携団地活性化推進事業） 【埼玉県春日部市】	128
	・「見守りサポーター」の養成（老人クラブ高齢消費者被害防止キャンペーン） 【公益財団法人全国老人クラブ連合会】	131
	・配達時の高齢者見守りサービス【ヤマト運輸株式会社】	134
3	ICTを活用したコミュニティの再構築	
	・社協・事業者等と連携した生活支援型コミュニティづくり【岩手県立大学】	138
	・地域課題の解決に多様な主体が関わるためのプラットフォーム運営 【NPO法人横浜コミュニティデザイン・ラボ】	142

迅速な警報発令及び介護事業者・地域包括支援センター等福祉部門との連携の取組

香川県

【事例の特徴】

犯罪警戒警報発令制度

県内で特殊詐欺等が発生し拡大する恐れがある場合、香川県安全安心まちづくり推進協議会長（知事）が警報発令を行う「犯罪警戒警報発令制度」という仕組みを運用している。

健康福祉部局とのネットワーク構築

県の健康福祉部局と連携し、定期的に注意喚起や警戒情報を介護事業者に発信するとともに、高齢者に異変を感じた介護事業者（ヘルパー）が、本人に消費生活センターへの相談を勧めたり、地域包括支援センターへつないだりする体制ができています。全市町において、地域包括支援センターが市町の消費生活部局と連携するとともに、県の消費生活センター及び所轄警察とも連携し、一体となって地域の高齢者の被害防止支援に取り組んでいます。

【経緯・取組概要】

犯罪警戒警報発令制度

（経緯）

振り込め詐欺等の特殊詐欺による被害事案の急増に伴い、早急な情報提供により被害の拡大を防止する必要があると考え、より効果的な注意喚起の方法を検討することとした。

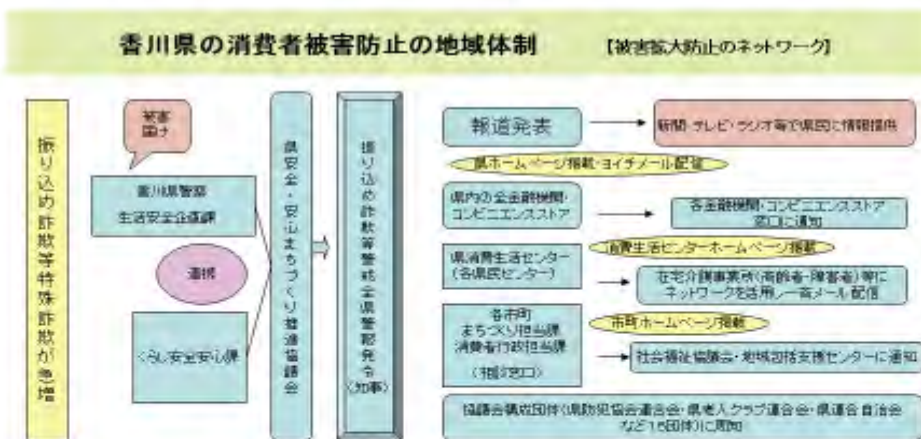
（取組概要）

「犯罪警戒警報発令制度」は、県内において振り込め詐欺等の特殊詐欺など不特定多数の者が被害にあうおそれがある犯罪が発生し、その拡大のおそれがある場合に、香川県安全・安心まちづくり推進協議会長（知事）が迅速に犯罪警戒警報を発令し、県民に注意を喚起するとともに、関係機関及び関係団体等が緊密に連携し、総合的かつ集中的な犯罪抑止対策を推進して、早期に犯罪発生を抑止を図る制度である。

発令期間は原則として10日間で、警報発令の通知を受けた関係機関、関係団体、各市町は広報啓発、街頭活動、防犯活動を推進することとされている。特に消費者被害については、報道各社の協力による県民への周知、県内すべての金融機関やコンビニエンスストア各店舗、高齢者や障害者の支援を行う在宅介護事業者への周知を行うとともに、県や市町のホームページへの掲載等

で注意を促し、被害防止に努めている。

犯罪警戒警報発令の流れ



（犯罪警戒警報制度）
 県内において振り込み詐欺等の特殊詐欺など不特定多数の者が被害にあつたかある犯罪が発生し、その拡大の恐れがある場合に、香川県安全・安心まちづくり推進協議会（知事）が犯罪警戒警報を発令し、県民に注意を喚起するとともに、関係機関及び関係団体等が緊密に連携し、総合的かつ集中的な犯罪防止対策を推進して、早期に犯罪発生を防止を図るものです。
 特に消費者被害については、報道各社の協力による県民への周知、県内すべての金融機関への周知、高齢者や障害者の支援を行うすべての在宅介護事業者への周知等と併せて、県内各市町のホームページへの掲載等で注意を促し被害防止に努めます。
 なお、この制度は25年度に制定されましたが、知事が警報を発令し報道機関や関係機関の連携で被害防止の注意喚起を促すこのような制度は全国でもまれであり、ネットワークの大きさは他県にはないものです。
 これまで警報発令は3回（還付金詐欺2回、オレオレ詐欺1回）発令され、注意喚起情報は15回（還付金、オレオレ詐欺、騙り等）出しています。

平成 25 年 8 月の運用開始から平成 28 年 3 月 31 日までに、警報を 3 回（還付金詐欺 2 回、オレオレ詐欺 1 回）、注意喚起情報を 15 回発令している。

警報

「特殊詐欺警戒全面警報」を発令！
 引き続き（本）ホームページ上で

県内で、ネット上の勧誘はもとより、郵送物や訪問販売（訪問販売）等により、インターネット詐欺、銀行振り込み詐欺、商品販売詐欺の被害が急増しています。

1. 被害の概要
 県内では、平成25年12月以降から、ネット詐欺等の被害者が急増を続けており、被害総額は約1億7千万円に達し、また、被害総額が増えている被害の約7割はネット上の勧誘が原因とみられています。
 とりわけ、次のとおりです。
 □ プレミア詐欺
 「まだ現金が少なくて現金を引いてお祝い金へついで、分相お返しをしよう」といって、お金の引き落としを促し現金を騙し取るもの。
 ・勧誘が電話やメールから「お金の引き落としを促している」といって、現金を騙し取るもの。
 □ 銀行口座詐欺
 「お金の引き落としを促し、お金の引き落としを促している」といって、お金の引き落としを促し、お金の引き落としを促しているもの。
 ○ 商品販売詐欺
 ・インターネット上で商品を販売し、お金の引き落としを促しているもの。

2. 被害の状況

年度	被害額	発生件数	発生率	被害額	発生率	発生率
1	100,000,000	10,000	0.1%	100,000,000	10,000	0.1%
2	200,000,000	20,000	0.2%	200,000,000	20,000	0.2%
3	300,000,000	30,000	0.3%	300,000,000	30,000	0.3%
4	400,000,000	40,000	0.4%	400,000,000	40,000	0.4%
5	500,000,000	50,000	0.5%	500,000,000	50,000	0.5%
6	600,000,000	60,000	0.6%	600,000,000	60,000	0.6%
7	700,000,000	70,000	0.7%	700,000,000	70,000	0.7%
8	800,000,000	80,000	0.8%	800,000,000	80,000	0.8%
9	900,000,000	90,000	0.9%	900,000,000	90,000	0.9%
10	1,000,000,000	100,000	1.0%	1,000,000,000	100,000	1.0%

3. 被害の概要
 (1) 電子メールから勧誘を受ける「商品販売詐欺」に注意（被害額1億7千万円）
 (2) 上記の被害は、被害額が急増している。
 (3) 商品販売詐欺は、被害者が被害を受けた後、被害者の銀行口座からお金の引き落としを促すことで被害額が増えている。
 (4) 商品販売詐欺は、被害者が被害を受けた後、被害者の銀行口座からお金の引き落としを促すことで被害額が増えている。
 (5) 商品販売詐欺は、被害者が被害を受けた後、被害者の銀行口座からお金の引き落としを促すことで被害額が増えている。

健康福祉部門とのネットワーク構築

(経緯)

香川県では、高齢者への消費者啓発活動も積極的に行っており、例えば、平成 27 年度は県全体で 156 回、7,258 人の高齢者へ講習を行っている。しかし近年、特に判断力の低下した高齢者が狙われることも多く、そのような高齢者が自身で被害を防ぐには限界があることから、高齢者を支援する周囲の方の協力を得ることが必要と考えた。御近所の方々による見守り(香川県くらしの見守り隊など)は大切であるが、高齢者の消費者被害は、だまされたことに気づきにくく、誰にも相談したがないという特徴もあることから、介護が必要な高齢者の見守りには信頼関係ができており家の中で異変を見つける可能性が高いヘルパーが適していると考え、介護事業者に協力を願うこととした。

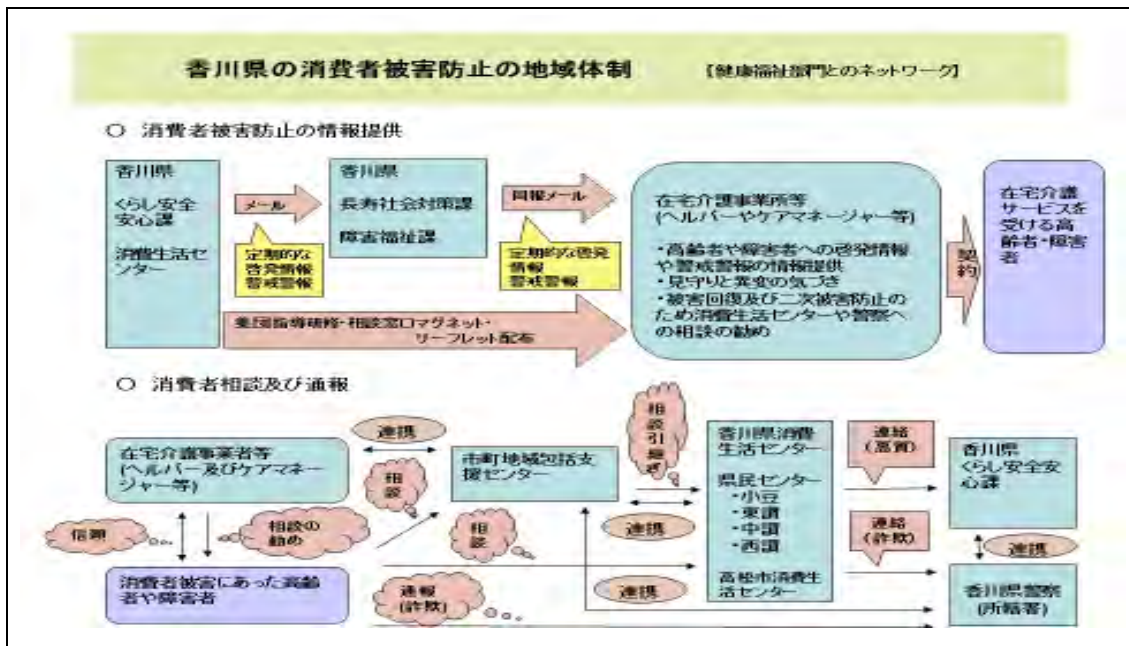
(取組概要)

県の福祉部局(高齢者・障害者)と連携し、福祉部局が持つ同報システムを活用して、定期的に旬の消費者情報や警戒情報を介護事業者にもメールで一斉に発信することで、ヘルパーを通じ高齢者等へ情報提供や注意喚起をしてもらっている。また、福祉部局が主催する介護事業者の集団指導の場においても、消費者行政担当課が消費者問題に関する研修を実施している。

高齢者宅で消費者被害のシグナルを見つけたヘルパーには、本人に事実を確認するとともに消費生活センターへ相談するよう勧めてもらう。相談することを望まない場合はケアマネージャーと相談しつつ経過を見守ることも必要だが、認知症の可能性がある場合は、地域包括支援センターに相談し、成年後見制度や見守りの体制を検討してもらう必要がある。

高齢者の消費者被害防止に関して地域包括支援センターと連携するため、消費者行政担当課としては、連携につき各市町の福祉担当課長の了承を得て全ての地域包括支援センターに出向き、市町の消費者部局とともに、そのセンターに合った消費者被害の相談体制及び既存の福祉の見守りグループによる消費者被害防止への協力などについて具体的な協議を行った。また県警察において所轄警察と地域包括センターの双方にそれぞれ窓口となる職員を置く協力体制をとっている。

県としては、地域で孤立した高齢者が健康面、判断力の低下などで巻き込まれる様々なトラブルの中の一つとして消費者被害の問題があると捉えている。そして、そうした高齢者が安心して暮らしていけるよう包括的にサポートする役割を担い、地域で最も高齢者の情報を持っているのが地域包括支援センターだと考えている。しかしながら、地域包括支援センターは消費生活問題について専門性を持っていないため、この分野に関して消費者行政担当課が責任を持って、しっかりサポートしていくという体制を構築している。



【今後の課題】

高齢者や障害者等の社会的弱者の救済にはそのコミュニティの総合力が問われており、無理をする必要はないが、関係者はできることからまずやってみることが肝要である。平成 27 年度は、5 市町の地域包括支援センターが、主催事業で、権利擁護事業や見守り支援事業の一環として、介護支援専門員等に対する消費者被害防止対策をとり入れた研修を実施した。他市町にも広げていくことが大切である。また、地域包括センターと連携して見守り活動をしているグループや企業などにも、福祉の見守りをしながら、併せて消費者被害防止の目線を取り入れた見守りの活動もしていただけるよう研修等で支援していくことが必要だと考えている。

【消費者行政等に関する基礎情報】

- ・ **香川県の基礎情報**
 - 人口：975,808 人（平成 28 年 2 月 1 日現在推計）
 - 県内の市町村：8 市 9 町
 - 高齢化率：29.2%
- ・ **香川県の消費者行政の体制**
 - 消費者行政本課(消費生活 G)の職員数：6 名
 - 消費生活相談員数：13 名
 - 県消費生活センター 県内 5 か所（週 5 日開所）
 - 相談受付件数：5,725 件（平成 26 年度）

柏市振り込め詐欺等被害防止等条例の制定

千葉県柏市

【事例の特徴】

市区町村では初めて振り込め詐欺被害防止に関する条例を制定

柏市は、平成 28 年 4 月から、「柏市振り込め詐欺等被害防止等条例」を施行した。都道府県では熊本県、岡山県、徳島県で同趣旨の条例が制定されているが、市区町村での制定は全国初である。同条例では、市・市民等・事業者がそれぞれの立場で振り込め詐欺防止について取り組むべきことを示すとともに、被害者への支援についても定められた。

【経緯・取組概要】

(経緯)

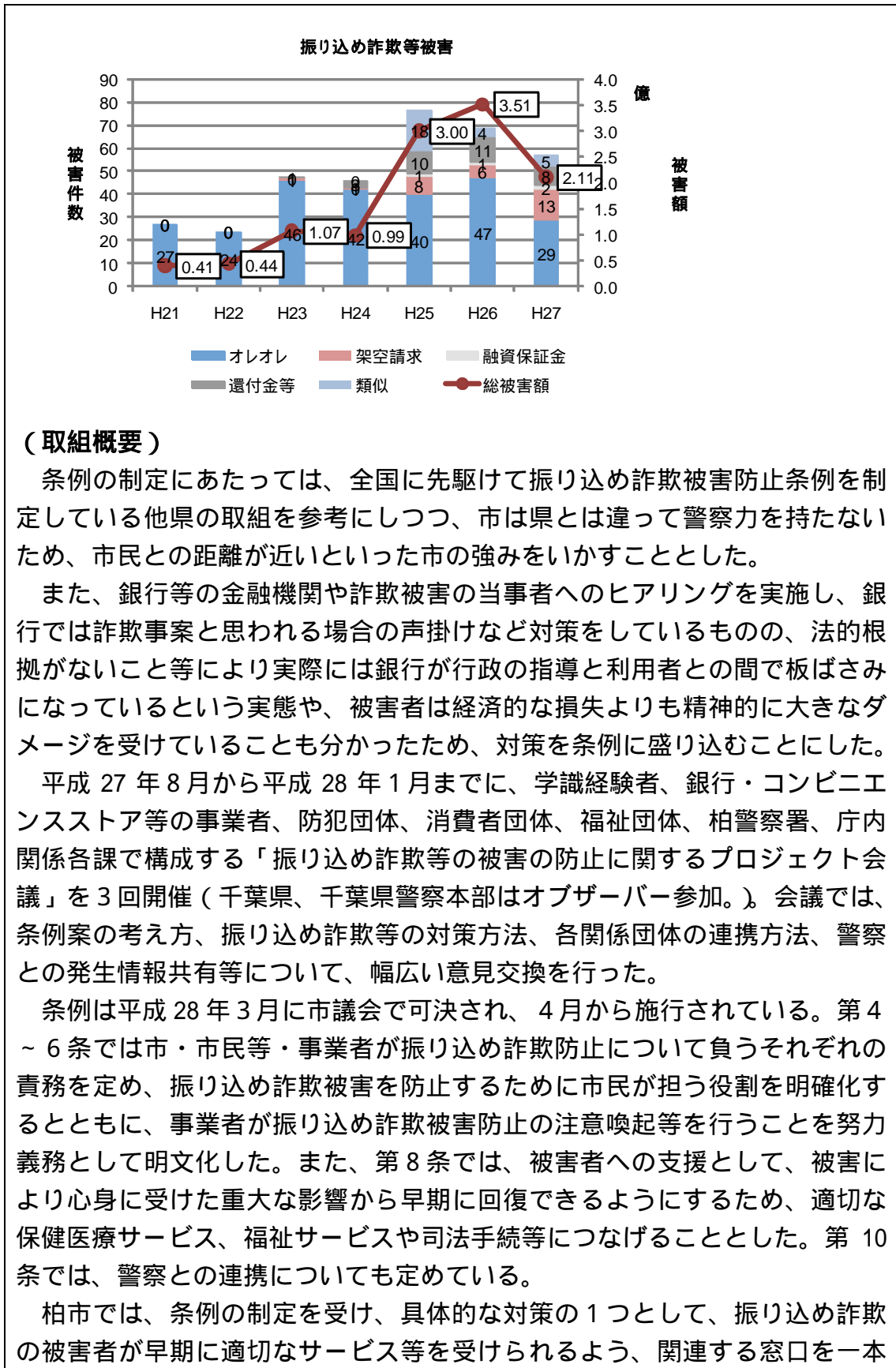
平成 25 年当時、柏警察署管内では、刑法犯認知件数が減少する中、振り込め詐欺等の被害が全国平均の 2 倍程度で高止まりしていた。そこで、詐欺被害の実態調査をすることとし、柏市老人クラブの協力を得て、平成 26 年 7 月～9 月、6,600 人の会員を対象に、振り込め詐欺等の被害に関するアンケートを実施した。

調査結果から、近所づきあいが濃密な人でも被害にあうことや、詐欺電話は市内全域で発生していることなど、誰でも被害者になる可能性があることが分かった。この結果を受け、被害者個人だけでなく、市、警察及び事業者等を含めた社会全体で詐欺に対抗する必要性を認識するとともに、柏市が所属している全国安全都市会議()の清永賢二議長(元警察庁科学警察研究所室長)から条例を制定してはどうかというアドバイスを得て、条例制定に向けた検討を開始した。

()防犯や安全・安心に関する意識の高い自治体の集まりで、事務局が愛知県春日井市にある。柏市や世田谷区、豊橋市などがメンバーになっている。

(集められたアンケートの一部)





化して「被害者支援のための総合窓口」を設置し、被害を防止するだけでなく、生じてしまった被害の当事者を支援していくことにも取り組んでいる。

【今後の課題】

詐欺被害を防止していくために、市民、事業者、警察の連携を行うことが重要である。そのため、上記関係者からなる振り込め詐欺被害防止のための「対策本部」を立ち上げ、被害情報の共有、抑止策の検討等、随時行っていく。

また、マイナンバー詐欺等の新たな詐欺被害の抑止を見据えて、5年後の平成33年に必要があれば、条例改正等検討していく。

【消費者行政等に関する基礎情報】

・ 柏市の基礎情報

人口：414,531人（平成28年3月1日時点）

高齢化率：24.18%（平成27年9月末現在）

・ 柏市の消費者行政の体制

消費生活センター（週5日開所）

消費者行政職員数：7人

消費生活相談員数：9人

相談受付件数：3,442件（平成27年度）

区役所・警察署・事業所の連携による高齢者の振り込め詐欺被害防止対策（情報発信拠点）

横浜市緑区

【事例の特徴】

緑区内の事業所が「情報発信拠点」として振り込め詐欺被害防止に協力

横浜市緑区役所と神奈川県緑警察署では、普段の買い物等で利用される商店街等の事業所や店舗を「振り込め詐欺被害防止情報発信拠点」として登録し、店頭への来訪者への声かけ等により情報を伝えることで、多発する振り込め詐欺被害の防止につなげる取組を行っている。協力事業所数は、平成 28 年 3 月 31 日現在で 175 か所に上る。

【経緯・取組概要】

（経緯）

神奈川県緑警察署管内は県下でも高齢者の振り込め詐欺被害が多いというデータがあったことから、横浜市緑区役所は、緑警察署から、何か有効な振り込め詐欺被害防止対策をとることができないかという相談を受けた。緑区役所では、以前から、区の職員が老人福祉センター等高齢者の集まる場所に出向いて注意喚起を行ったり、ポスターやティッシュ配布を活用した啓発活動を行ったりしてきたが、高齢者になかなか我が事として受け止めてもらえないと感じることも多かった。

そうした状況を受け、区役所が直接啓発を行うよりも、身近な場所・身近な人から、日常生活の中で働きかけをしてもらうことで、詐欺被害について自分にも起こりうることという意識を持ってもらいやすくなるのではと考え、普段の買い物等で利用される商店街等の事業所や店舗を「振り込め詐欺被害防止情報発信拠点」にする取組を実施することにした。

緑警察署は普段からつながりのある事業所防犯協会、宅地建物取引業防犯協会、金融機関防犯連絡会へ、緑区役所は商店街連合会、食品衛生協会（飲食店）、環境生活衛生協議会（理美容院）へ、それぞれ呼びかけを行ったところ、合計 116 か所の事業所の協力を得ることができ、平成 27 年 9 月から取組を開始した。その後、自主的に参加を申し出た事業所もあり、平成 28 年 3 月 31 日時点では 175 か所の協力事業所が集まっている。

（取組概要）

区内の協力事業所を「緑区・振り込め詐欺被害防止情報発信拠点」として登録し、区役所・警察署から振り込め詐欺の最新情報（だましの手口や文言等）

をタイムリーにその「情報発信拠点」に知らせ、店頭への来訪者に対し、声かけ等により情報を伝えてもらうことで、多発する振り込め詐欺被害の防止につなげる取組である。

協力事業所への情報発信は、各事業所の希望に応じ、緑警察署はFAXで、区役所はメールで、それぞれ分担して毎月4～5回程度行っている。

協力事業所では、高齢者が店頭に来訪した時や散髪の時など、様々な場面でのコミュニケーション(会話等)の中で注意喚起を行うほか、事業所内に緑警察署・緑区役所からのFAXやメールの文面等を掲示している。商店街で買い物をするだけでなく、お店での会話を楽しみにしている高齢者も多く、声かけの効果が期待される。

(協力事業所への情報発信例)

The image consists of two parts. On the left is a flyer titled "緑・情報発信拠点速報" (Green Information Dissemination Base Rapid Report) with a sub-header "振り込め詐欺" (Money Transfer Scam) and "前兆電話が掛かっています!" (Warning call is incoming!). The flyer text reports a scam incident on January 25, 2016, in the Shirohama area, where a victim's phone was called by a scammer claiming to be from a tea shop. The victim lost their mobile phone and a company's large sum of money. The flyer lists symptoms like "I lost my phone" and "I lost a large sum of money" and advises calling the police. At the bottom, it provides the contact number 110 and the Green Police Station (932-0110). On the right is a photograph of a police officer in a blue uniform standing behind a shop counter, talking to an elderly customer. A green shopping basket is on the counter. A sign on the counter reads "コール中" (Call in progress) and "中央自治会" (Chuo Jichikai). Another sign on the counter repeats the scam warning from the flyer.

【今後の課題】

事業開始から半年が経過し、目新しさが徐々に薄れる中、協力事業所が今後も声掛けや掲示を継続してくれるような働きかけが今後の課題である。

【消費者行政等に関する基礎情報】

【横浜市全体】

・基礎情報

人口：3,723,874人(平成28年3月1日時点)

高齢化率：23.1%（平成27年9月1日時点）

・消費者行政の体制

消費者行政本課の職員数：9名

消費生活相談員数：27名

消費生活センター（週7日開所）

相談受付件数：23,572件（平成26年度）

【緑区役所】

・基礎情報

人口：180,552人（平成28年3月1日時点）

高齢化率：22.1%（平成27年9月1日時点）

消費者行政を担当する職員数：3名

地元企業との協働（ペアレントガードナー）

東京都杉並区

【事例の特徴】

「ペアレントガードナー」による振り込め詐欺被害防止

杉並区では、多発する振り込め詐欺被害の防止にむけて、地元企業と協働して、振り込め詐欺被害防止機器「ペアレントガードナー」を開発し、平成 27 年 6 月から、杉並区在住の 60 歳以上でメール受信可能な親族等がいる人を対象に、1 年間の無償モニターを試行している。

この機器は、自宅の電話機に設置した検知 BOX が電話の会話の中で振り込め詐欺によく使用される騙しの言葉を検知すると事前に登録した親族等に注意喚起のメールが送信されるシステムで、この機器を使用することで、家族同士が連絡を取り合い、家族の絆が深まるきっかけにもなり得ると期待される。

【経緯・取組概要】

（経緯）

杉並区では、平成 25 年の振り込め詐欺被害が都内で 3 番目に多かったことから、振り込め詐欺被害の防止に積極的に取り組んできた。そうした状況の中で、区内の高井戸警察署管内に所在し、日ごろから警察による防犯活動への協力など地域・社会貢献活動に積極的に取り組む岩崎通信機（株）と共同して振り込め詐欺被害防止機器を開発することになり、区役所・区内の警察署・同社の 3 者での協議を経て、平成 26 年夏ころから具体的な検討に入った。

振り込め詐欺被害防止機器は、岩崎通信機（株）が展開する「コンタクトセンターソリューション」の中で運用されるシステム（あらかじめ管理者が登録した NG ワードをオペレーターが発すると管理者にメールで通知されるもの）を活用して開発され、同社の協力を得て、平成 27 年 6 月から無償モニターの募集に至った。

（取組概要）

岩崎通信機（株）が開発した振り込め詐欺被害防止機器「ペアレントガードナー」は、自宅の電話機に設置した検知 BOX が電話の会話の中で「鞆を電車の網棚に置き忘れた」等の振り込め詐欺によく使用される騙しの言葉を検知すると、事前に登録した親族等に注意喚起のメールが送信されるシステムである。

機器が検知するキーワード（振り込め詐欺によく使用される騙しの言葉）は、警視庁から提供されるデータに加え、地域の傾向をよりの確に反映するた

め区内3警察署(杉並・高井戸・荻窪警察署)からもデータをもらい、月1回程度更新している。登録キーワード数は300程度で、電話の掛け手・受け手のどちらの発話でも検知できる。また、各キーワードには高低のグレードが設定されており、1回の検知で親族等へ発信されるものもあれば、何回か検知した場合に発信されるものもある。

この機器について、平成27年6月1日から平成28年5月31日までの1年間、杉並区在住の60歳以上でメール受信可能な親族等がいる人を対象に、50台の予定で無償モニターを実施している(ヒアリング時点では33台貸出中)。モニターは70代・80代が多く、申込みは高齢者本人からと離れて暮らす親族からの両ケースがあった。

モニター実施に際しては、登録する親族等のアドレス確認に苦労した。親族には事前にテスト送信を行っているが、高齢者から聞いたアドレスが間違っている場合があり、何度かやりとりが必要なケースがあった。また、登録キーワードのグレード設定について、当初は詐欺予防の観点、及びモニターにシステムの効果を認識してもらうため、全体的にグレードを高めに設定していたが、マスコミの取材など、振り込め詐欺ではない電話で多くのキーワードが検知されてしまった。そうした場合に通知メールが発信されることが続くとメールの信憑性が薄れてしまうので、現在は、グレードは全体のバランスをみながら設定している。まだ試行期間中であるが、現在のところ、モニターからは、安心して良いとの反応を得ている。

ペアレントガードナー



【今後の課題】

この機器のポイントは、日々変化する振り込め詐欺の騙しの言葉(キーワード)をいかにタイムリーに更新していけるかにかかっている。製品化した場合であっても、自治体や警察の継続的な協力が必要である。

また、製品化して、多くの方に使ってもらうためには、やはり料金設定が重

要であり、いかに価格を抑えることができるかが課題である。

【消費者行政等に関する基礎情報】

・杉並区の基礎情報

人口：553,497人（平成28年3月1日時点）

高齢化率：21.11%（平成28年1月1日時点）

・杉並区の消費者行政の体制

消費者行政本課の職員数：4名

消費生活相談員数：7名

消費生活センター（週5日開所）

相談受付件数：3,927件（平成26年度）

「富山県民だまされんちゃ官民合同会議」の取組

富山県警察

【事例の特徴】

参加団体が自主的にアクションプランを作成

富山県警察の呼びかけにより、高齢者と日常的に接する70以上の機関・団体（行政、福祉、金融、運輸・通信、法曹、防犯関係団体など）が、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害防止のため、「富山県民だまされんちゃ官民合同会議」を立ち上げた。この官民合同会議では、高齢者を特殊詐欺被害から守る環境づくりのために、各主体が「アクションプラン」として活動方針を自主的に定め、それぞれの立場に応じた取組を実施している。

【経緯・取組概要】

（経緯）

富山県における特殊詐欺の被害総額は、平成26年に5億円を超え、過去最悪を記録した。予防活動や取締りの強化により、平成27年は件数・被害金額ともに減少したものの、平成24年から毎年3億円を超えるペースで推移しており、依然として深刻な状況にある。また、北陸新幹線が開業したことにより犯行集団が容易に首都圏から侵入できるようになり、被害がさらに増加するのではという懸念もあった。

そのような状況の中、警察だけでは特殊詐欺を撲滅するどころか、減らすことも難しいのではないかと考え、広く日常的に高齢者と接する機会のある関係機関・団体に対して高齢者に対する注意喚起への協力を働きかけたところ、呼びかけを行った全機関・団体から賛同を得ることができ、平成26年5月に「富山県民だまされんちゃ官民合同会議」を立ち上げた（平成28年3月時点で74機関・団体が参加）。

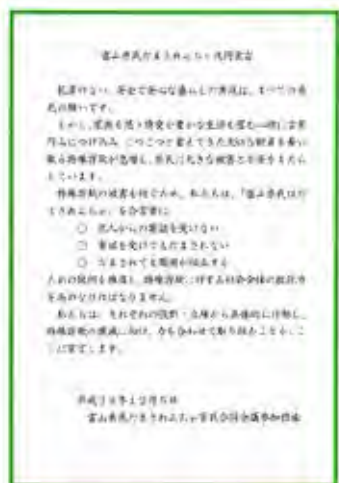
（取組概要）

官民合同会議は、官が一方的に任命や指示をする場とせず、「一緒にやりましょう、みんなで知恵を絞りましょう、みんなで決めていきましょう、高齢者を守る環境づくりをすすめてみましょう」という4点をコンセプトとしており、警察を含め参加団体全てが対等の立場で意思形成を行う会議としている。

会議はこれまで計4回開催しており、第3回の会議では、官民一緒にやりましょうというメッセージを共同宣言として発信するとともに、参加団体が自らの事業の中で何ができるかを考えてもらい、それを「アクションプラン

(活動方針)」として発表した。

(富山県民だまされんちゃ共同宣言)



(参加団体のアクションプラン)



県警から参加団体に対し活動状況の報告は求めているが、参加団体としては自ら考えたプランだからこそしっかりやるという意識が働いており、また、アクションプランは富山県警察のウェブサイトで公表されていることも積極的な取組につながっている。

参加団体は、接骨院や理髪店でマッサージや散髪をしながら口コミ広報したり、銭湯で防犯講習会を行ったりするなど、それぞれ独自の取組を行っている。また、鉄道事業者とも連携し、駅の構内放送で被害の防止を呼びかける防犯アナウンスや中吊り広告を用いた注意喚起なども実施している。

(接骨院における口コミ広報)



(駅の構内放送「だまされんちゃアナウンス」)



【今後の課題】

官民合同会議の取組は、認知件数・被害額の減少、被害阻止の増加と、一定の成果を挙げているところであるが、特殊詐欺による被害が依然として深刻な状況にあることに変わりはない。

犯行集団は次々と新手の手口を考え出してくることから、高齢者を特殊詐欺被害から守る環境づくりのために、必要に応じて新たな機関・団体に参加を求めるほか、タイムリーな情報提供により、各機関・団体の取組の活性化を図っていく必要がある。

【消費者行政等に関する基礎情報】

・富山県の基礎情報

人口：1,070,070人（平成27年1月1日時点）

高齢化率：29.7%

・富山県の消費者行政の体制

消費者行政本課の職員数：15名

消費生活相談員数：9名

消費生活センター（週5日開所）

相談受付件数：6,156件（平成26年度） 27年度は集計中